船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を定める件等の一部を改正する告示

（船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を定める件の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を定める件（昭和四十九年運輸省告示第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「ボートレーサー養成所」内の訓練用競走水面	三　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「やまと学校」内の訓練用競走水面
四～十　（略）	四～十　（略）

（小型船舶登録規則第二条第五号の水域を定める告示の一部改正）

第二条　小型船舶登録規則第二条第五号の水域を定める告示（平成十四年国土交通省告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「ボートレーサー養成所」内の訓練用競走水面	三　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「やまと学校」内の訓練用競走水面
四～七　（略）	四～七　（略）

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件の一部改正）

第三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（平成二十年国土交通省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「ボートレーサー養成所」内の訓練用競走水面	十一　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「やまと学校」内の訓練用競走水面

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百七十五号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

（船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を定める件の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を定める件（昭和四十九年運輸省告示第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「ボートレーサー養成所」内の訓練用競走水面	三　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「やまと学校」内の訓練用競走水面
四～十　（略）	四～十　（略）

（小型船舶登録規則第二条第五号の水域を定める告示の一部改正）

第二条　小型船舶登録規則第二条第五号の水域を定める告示（平成十四年国土交通省告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「ボートレーサー養成所」内の訓練用競走水面	三　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「やまと学校」内の訓練用競走水面
四～七　（略）	四～七　（略）

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件の一部改正）

第三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（平成二十年国土交通省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「ボートレーサー養成所」内の訓練用競走水面	十一　福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「やまと学校」内の訓練用競走水面

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百七十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第八号及び第九号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

石狩川水系の項中牛朱別川の項に次の一項を加える。

牛朱別川　左岸　北海道旭川市東旭川町東桜岡四百五十五番一地先から左岸　北海道旭川市永山町十四丁目二百十八番二十一地先まで
　右岸　北海道上川郡当麻町七千四十六番五地先から右岸　同道同市同町十五丁目百四十七番一地先まで

石狩川水系の項中牛朱別川の項の次に次の一項を加える。

支川

永山新川　左岸　北海道旭川市永山町十四丁目二百十八番二十一地先から石狩川への合流点まで
　右岸　同道同市同町十五丁目百四十七番一地先から

石狩川水系の項中空知川の項に次の一項を加える。

支川

空知川　左岸　北海道空知郡南富良野町字幾寅千八百八十九番から左岸　北海道空知郡南富良野町字幾寅五百八十番
　右岸　同道同郡同町同字幾寅四百八十番から右岸　同道同郡同町同字幾寅町字幾寅五百十四番まで
　地先

石狩川水系の項中旧美唄川の項の次に次の一項を加える。

支川

漁川　左岸　北海道恵庭市牧場二百四番地の一地先、高速自動車国道橋下流端から千歳川への合流点まで
　右岸

沙流川水系の項中幹川の項に次の一項を加える。

沙流川

幹川　左岸　北海道沙流郡平取町字荷負六十五番の一地先から左岸　北海道沙流郡平取町字荷負百六十七番の二十二地先、長知内橋下流端まで
　右岸　同道同郡同町字長知内五番の八地先から右岸　同道同郡同町字長知内百六番の二地先、長知内橋下流端まで

米代川水系の項中藤琴川の項の次に次の一項を加える。

支川

小猿部川　左岸　秋田県北秋田市脇神字法泉坊沢六十五番地先から幹川合流点まで
　右岸　同県同市脇神字堂ヶ岱屋敷廻六十番地先まで

名取川水系の項中広瀬川の項の次に次の一項を加える。

支川

笊川　左岸　宮城県仙台市太白区西多賀五丁目十四番一地先から幹川合流点まで
　右岸　同県同市同区富田字八幡東三十三番三地先まで

利根川水系の項中北千葉導水路の項の次に次の一項を加える。

支川

手賀川　左岸　手賀沼からの流出点から幹川合流点まで
　右岸